

ことは、もちろんいうまでもない。伊藤英治は、八〇年代以降各社から刊行されることになった、代表的な作家たちのさまざまな全集の企画や編集に携わったが、それが「現代児童文学」の普及と定着に寄与したことは明らかである。

右に挙げた四つの「消滅」的出来事は、「子ども」を明らかに読者対象として設定し、戦後の理念を体現すべく生み出された「現代児童文学」を支えていた制度全体の衰退として受け止めるべきことと、私には思われた。いうならば、六〇年代の成長期、七〇年代の成熟期、八〇〜九〇年代あたりの爛熟期を経て今世紀に入ったものの、ここに至ってそれは、「終焉」の様相をあらわにした。ただし、問題はその後状況如何、ということになる。

そして、二〇一二年。年明け早々、国立国会図書館では、大規模デジタル化を受けた利用システムへと大幅な更新がなされた。これにより児童書関係でも、一九六〇年代途中までの叢書類等はデジタル化資料の利用が原則となった。本館でも上野にある国際子ども図書館でも共通の利用状況が実現したのだが、国会図書館サーチなど検索システム整備も含め、児童書関係の調査環境は向上した面がある。たとえば従来は書名による検索に限定されていたが、現在では児童向け雑誌の記事まで含めた検索と画面上での即時の内容閲覧が可能となった。たとえば「キュリー夫人」に關して、単行本や伝記全集所収作品のみならず、学年別雑誌

や科学雑誌まで含めた総合的な調査が容易になった。その反面、モノとしての本に触れることはできなくなった。

規模の大小を問わず、図書館という場と機能は問い直しを迫られているが、その時に直面する大問題の一つが、この電子化であろう。すでに一部の公共図書館では、実験的なかもしれないが、電子書籍の貸出業務を行っている。資料の延滞や汚損の恐れはなくなるものの、図書館の役割に対する疑念として時折指摘される、「無料貸本屋」との批判を受ける状況に変わりはあるまい。一方、一二年秋、財政状況の悪化を受けて緊急財政対策が打ち出された神奈川県では、県有施設の全面見直し案が出され、県立図書館の閲覧や貸出機能の廃止が検討されるなど、波紋を呼んだ。地域密着の市町村立図書館とは異なる、県立図書館としての機能とは何なのか、問い直しを迫られているのである。

なお、小学校では一一年四月から平成二三年度版の教科書が使用開始となり、電子黒板の利用も始まった。次の平成二七年度版については編集段階から、電子化を想定した教科書作りがされている。半世紀以上続いてきた、教育・文化全般の中での「書籍」の基盤や条件の大きな変更が進行していることを、あらためて認識させられる。

もちろん、電子媒体の情報信頼性という問題は存する。ウィキペディア掲載の「佐藤宗子」の項はだれが書いたか知らぬが、三行の経歴の中でさえ細かく見ると四つの誤り